

平成25年4月25日開催

## 新庄市農業委員会第23回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成25年4月）議事録

1. 開催日時                   平成25年4月25日（月）午前10時00分
2. 開催場所                   新庄市議会議場
3. 出席委員（19名）

2番 高橋 眞	3番 樋口 彦弥
4番 小嶋 忠昭	5番 清水 清秋
6番 星川 勇吉	7番 笹 行也
8番 伊藤 忠男	9番 高橋 和彦
10番 斉藤 純一	11番 吉野 昭男
12番 海藤 芳正	13番 佐藤 喜代志
14番 井上 茂雄	15番 安食 孝一
16番 今田 栄二	17番 井上 市作
19番 渡邊 耕太郎	20番 三原 常男
21番 畠腹 銀蔵	

4. 欠席した委員（1名）

1番 星川 豊

18番 齋藤 順一

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第86号 農地法第5条の規程による許可申請について  
日程第 4 議案第87号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 5 議案第88号 農用地利用集積計画について  
日程第 6 報告第59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第 7 報告第60号 地目変更登記に係る法務局からの照会について  
日程第 8 報告第61号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局長	浅沼 玲子	農地主査	後藤 繁俊
主査	鏡 彰広	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

高橋 眞

8. 会議の概要

○議長

本日の総会に会長が欠席でありますので、私が代わって今日の総会の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより、平成25年度農業委員会第23回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名でございます。選挙による委員の出席は14名、欠席通告者は、新庄地区の星川豊委員、齋藤順一委員の2名であります。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第23回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長代理に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を

慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に10番の斉藤純一委員、19番の渡邊耕太郎委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第85号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第85号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの12件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第85号農地法第3条の規程による許可申請について、新庄1番、21日に調査した結果、親子関係の新規の使用貸借権の設定でございます。問題ございませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様です。次に、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○20番

新庄2番、21日に調査した結果、〇〇さんと〇〇さんは親子関係であり、事由は詳細のとおり使用貸借権の再設定でございました。問題ございませんでしたのでよろしくをお願いします。

○議長

次に、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○20番

新庄3番、21日に調査した結果、○○○○さんと○○○○さん、これも親子関係であります。使用貸借権の再設定ということでございました。問題ございませんでしたのでよろしく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○20番

新庄4番、21日に調査した結果、○○さんと○○さんは、親子関係でございます。所有権移転の贈与ということで、問題ございませんでしたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様です。次に、新庄地区5番について調査報告をお願いいたします。

○19番

4月19日ですけれども、双方に調査した結果、隣接していた土地で売買ということで金額的にも問題ないかと思われますので、よろしく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区6番について調査報告をお願いいたします。

○19番

この土地は、昭和13年頃から24年まで北辰小学校の実習田として使用していたもので、その後実習田として使用されず、隣接している○○さんが小作料を支払い耕作していたものであります。それでこの度、双方相談した結果、値段的にも合意したもので、何ら問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区7番について調査報告をお願いいたします。

○19番

調査月日ですけれども、20日に調査いたしました。○○○○さん○○さんは、同一世帯の親子関係の贈与でありまして、問題ありません。よろしく申し上げます。

○議長

次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

稲舟地区1番につきまして、21日に調査確認を行いました。〇〇〇〇さんと〇〇さんは同一世帯親子関係でありまして、年金受給のための再設定ということで問題ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

次に、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

稲舟地区2番につきまして、21日に調査確認を行いました。〇〇さんと〇〇さんは同一世帯親子関係でありまして、新規就農のためということで問題ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは、次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○21番

萩野地区1番の調査報告を申し上げます。〇〇〇〇さんと〇〇さんは同一世帯の親子関係ということで、また年金受給のためということで、問題ございませんのでよろしく申し上げます。

○議長

次に、同じく萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区2番について説明いたします。4月22日に〇〇さんのほうへ電話を入れ確認いたしました。もともとは原野だったんですけれども、〇〇さんのところで碎石を取り砂利を取り土を盛り土して畑としたもので、法務局から畑の認定を受けて、農地となった経緯でありますので、単価的にも問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様です。次に八向地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

八向地区1番に関しての調査報告について、4月21日に行った結果を報告します。〇〇さんが新庄市を離れ移り住むということで、整理するために隣の〇〇さんに売買の相談をした結果、両者合意のもとでの単価ですので、何ら問題ございませんのでよろしく申し上げます。

○議長

ご苦労様です。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第85号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第85号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第86号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1番につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○12番

稲舟地区1番につきまして、21日に調査確認いたしました。許可を受けようとする土地につきましては、道路用地買収としての残地でありまして、現在は耕作はされておられません。すぐ近くにありますスーパーの工事期間の一年間ということの事業ということで、問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、どうもありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第86号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第86号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第87号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第86号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区3番までの11件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

それでは、新庄地区1番について、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。

○19番

議案第87号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について調査月日は、4月20日です。双方に確認したところ、お互いに合意したもので問題ありませんでした。なお、〇〇〇〇さんの土地を集積にて出てきますが、〇〇さんにお貸しするということで上程されておりますので、何ら間違いありませんでしたのでよろしくお願いたします。

○議長

はい、ご苦労様です。次に、新庄地区2番について、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。

○20番

新庄2番、21日に調査した結果、事由は詳細のとおり問題ございませんでしたのでよろしくお願いたします。なお、後で農用地利用集積関連で出ますので、よろしくお願いたします。

○議長

次に、新庄地区3番について、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。

○20番

新庄3番、21日に調査した結果、事由は詳細のとおり合意解約でございます。後にまた農用地利用集積関連で出ますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

では、次に、新庄地区4番について、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番について、4月20日調査した結果、未整理田で周辺の農地は転作という名の荒地と化しております。水の取り入れ口から圃場までの水路の長さが8メートルほどありまして、掃除が大変だということで今回、賃借人と賃貸人が合意解約をしたものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長

どうもご苦勞様です。次に、稲舟地区1番について、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。

○12番

稲舟地区1番につきまして、21日に調査した結果を報告します。〇〇さんから借りていた〇〇さんが、農業以外の仕事の関係でどうしても田んぼをすることができないということで予定より早かったのですが、そのようなことで合意されたということです。なお、この土地につきましては、〇〇さんの親戚が耕作すると聞いております。よろしくお願ひします。

○議長

はい、どうもご苦勞様です。次に、萩野地区1番について、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

○3番

萩野地区1番、4月22日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願ひします。

○議長

次に萩野地区2番について、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

○3番

萩野地区2番、4月22日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

次に、萩野地区3番について、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

○14番

萩野地区3番について、4月22日調査した結果を報告いたします。〇〇さんは、会社勤めのため自分の田んぼで精一杯だということで、〇〇さんに戻したということで間違いございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様です。次に、八向地区1番について、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

○10番

八向地区1番につきまして、4月21日調査した結果をご報告申し上げます。〇〇さんと〇〇さんは農地法施行以前からの貸し借りになりますけれども、今回新たに新規での農用地利用集積計画で上がってきます。その中での解約というようなことで何ら問題ないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様です。次に、八向地区2番について、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

○10番

八向地区2番につきまして、4月21日調査した結果をご報告申し上げます。〇〇さんと〇〇さんの合意解約になりますけれども、〇〇さんの土地は上野地区の基盤整備にからみまして認定農業者への農地の移動ということでの合意解約でありまして、何ら問題ないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様です。次に、八向地区3番について、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

○8番

4月21日に調査した結果をご報告いたします。〇〇さんが健康上、〇〇さんに貸したわけですが、健康が戻りましたので自作を再開するというので解約しましたので、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

どうもご苦労様でございます。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第87号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第87号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に日程第5、議案第88号農用地利用集積計画についてを議題に供します。

ここで、議長であります私と今田栄二委員、井上茂雄委員、畠腹銀蔵委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席をお願いします。暫時休憩をします。

○臨時議長（八向地区調査班長）

休憩を解いて再開いたします。それでは、議案第88号農用地利用集積計画について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第88号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区8番までの48件について議案書に基づいて朗読説明いたします。

（議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明）

以上、48件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

○臨時議長（八向地区調査班長）

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、農用地利用集積計画、賃借権設定43件、所有権移転4件、使用貸借権設定1件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○臨時議長（八向地区調査班長）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第88号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○臨時議長（八向地区調査班長）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第88号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○臨時議長（八向地区調査班長）

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

○議長

休憩を解いて再開します。それでは報告案件に入ります。

次に日程第6、報告案件第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの11件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

（議案書を朗読し、報告内容を説明）

それぞれは、相続による所有権の取得で、あっせん等はございませんでした。以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告案件第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告案件第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告案件第60号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第60号について、地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきまして、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上1件、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告案件第60号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告案件第60号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告案件第61号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第61号、農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1件、萩野地区1件、八向地区1件ございます。議案書に基づきまして、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上3件、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告案件第61号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告案件第61号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第23回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成25年4月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 齊 藤 純 一

議事録署名委員 渡 邊 耕太郎